

住民生活課の窓口業務の民間委託が終了しました

住民生活課での各種証明書の交付、転入・転出などの住民異動届等の窓口業務を民間委託により行っていましたが、6月末で終了となりました。

7月からは、町職員が直接担当します。

■問合せ 住民生活課住民年金係 ☎ 72-6908

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者証を更新します

現在交付している「国民健康保険被保険者証」と「後期高齢者医療被保険者証」は、7月31日で有効期限が切れます。

新しい被保険者証は、次のとおり郵送します。

〈国民健康保険〉

▼郵送時期 7月下旬に送付

※有効期限…8月1日～令和6年7月31日

▼保険税納付を忘れずに

特別な事情なく保険税を滞納し、納税相談にも応じない場合は、保険証の制限を受けることがあります。

▼保険証が変更となったときは

国民健康保険から社会保険等に保険証が変更となった場合は、届け出が必要です。新たに加入した保険証と国民健康被保険者証を持参の上、住民生活課または各支所に届け出てください。

▼問合せ 住民生活課医療保険係

☎ 72・6909

〈後期高齢者医療保険〉

▼郵送時期 7月下旬に送付

※有効期限…8月1日～令和6年7月31日

▼次の方には認定証を同封します

過去に「限度額適用認定証」の交付を受けたことがあり、令和5年度の所得区分が現役並み所得者1または2の方

過去に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けたことがあり、令和5年度の所得区分が低所得区分の方

▼認定証の使い方

所得区分が現役並み所得者1または2に該当する方は「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまります。

また、世帯の全員が住民税非課税の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事代も減額になります。

※現役並み所得者1とは

住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者(同一世帯の被保険者も含む)

※現役並み所得者2とは

住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者(同一世帯の被保険者も含む)

▼問合せ

○栃木県後期高齢者医療広域連合

☎ 028・627・6805

○住民生活課医療保険係

☎ 72・6909

マイナンバーカード休日交付窓口のご案内(予約者限定)

平日にマイナンバーカードを受け取れない方は、休日交付窓口をご利用ください。利用をご希望の方は必ず事前予約をお願いします。事前予約がない場合は、窓口を開きません。

▼日程 7月8日(土)、9日(日)、29日(土)、30日(日)

▼時間 午前9時～午後3時

▼場所 住民生活課(本庁1階)

▼マイナポイントについて

令和5年2月末までにマイナンバーカード発行の申請をした方は、マイナポイントを申し込

インターネット公売を実施します

▼公売方法 KSI官公庁オークションが提供するインターネットを利用して行うせり売りおよび競争入札

▼内容

・せり売り(液晶テレビ1台、腕時計1個、財布1個)

・競争入札(高久乙地内の土地1件、高久丙地内の土地1件)

▼参加申込期間 7月21日(金)午後1時～31日(月)午後11時

▼入札期間 8月7日(月)午後1時～9日(水)午後11時

※競争入札は8月14日(月)午後1時までとなります。

※参加条件や注意事項等は、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ 税務課収税係

☎ 72・6904



液晶テレビ

